



発行 新潟県

号外 1

令和7年3月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

告示

- 347 道路の区域変更 (道路管理課)
- 348 道路の区域変更 (道路管理課)
- 349 道路の供用開始 (道路管理課)
- 350 道路の区域変更 (道路管理課)
- 351 道路の区域変更 (道路管理課)
- 352 道路の供用開始 (道路管理課)
- 353 道路の区域変更 (道路管理課)
- 354 道路の供用開始 (道路管理課)
- 355 道路の区域変更 (道路管理課)
- 356 道路の供用開始 (道路管理課)
- 357 道路の区域変更 (道路管理課)
- 358 道路の供用開始 (道路管理課)

告示

◎新潟県告示第347号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和7年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂町停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市藤沢字前坪16番1から 同市坂町字大道端623番134まで	新	(A)6.5~24.6メートル	963.6メートル
村上市藤沢字前坪22番7から 同市坂町字大道端623番134まで	新	(B)6.8~38.0メートル	924.6メートル
村上市藤沢字前坪16番1から 同市坂町字大道端623番134まで	旧	6.5~24.6メートル	963.6メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市中永字附耕地75番1から 同市三島上条字五庵1622番1まで	新	8.0～61.2メートル	576.3メートル
	旧	(A)8.0～61.2メートル	576.3メートル
		(B)8.0～61.2メートル	592.7メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
長岡市中永字附耕地75番1から同市三島上条字五庵1622番1まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月31日

◎新潟県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七軒町見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市池之島字東川原1992番7から 同市池之島字東川原1994番1まで	新	8.6～38.6メートル	68.7メートル
	旧	3.3～38.6メートル	68.7メートル

◎新潟県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市字くるみ沢西甲402番1から	新	7.0～51.1メートル	488.9メートル
同市字向山西甲641番1まで	旧	6.5～51.0メートル	489.7メートル

◎新潟県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 十日町六日町線
- 2 供用開始の区間
十日町市字くるみ沢西甲402番1から同市字向山西甲641番1まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月31日

◎新潟県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市大字東条字巻ヶ平3157番寅から	新	9.4～21.0メートル	144.2メートル
同市大字東条字巻ヶ平2881番1まで	旧	9.4～25.8メートル	144.2メートル

◎新潟県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 291号
- 2 供用開始の区間
柏崎市大字東条字巻ケ平3157番寅から同市大字東条字巻ケ平2881番 1 まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月31日

◎新潟県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

- ・なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地
- ・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 湯之河内梶屋敷停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字中川原新田字上中川原2527番8 から	新	6.5～28.9メートル	348.0メートル
同市大字大平字ユガワラ7359番まで	旧	4.0～20.6メートル	349.0メートル

◎新潟県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

- ・なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地
- ・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 湯之河内梶屋敷停車場線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字中川原新田字上中川原2527番8から同市大字大平字ユガワラ7359番まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月31日

◎新潟県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

- ・なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地
- ・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市丸山字江ノ上垣ノ内834番14から	新	6.7～86.1メートル	1,020.0メートル
同市丸山字姥懐677番 1 まで	旧	4.9～63.8メートル	1,026.7メートル

◎新潟県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 31 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間
佐渡市丸山字江ノ上垣ノ内834番14から同市丸山字姥懐677番1まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 3 月 31 日